

○三鷹市市民参加でまちづくり補助金交付要綱

令和4年7月7日
施行

(目的)

第1条 この要綱は、三鷹市市民参加でまちづくり協議会の会員が企画するまちづくり提案のうち、自助・共助の取組によるものを支援するため、補助金を交付することにより、地域課題の解決や地域コミュニティの活性化を推進し、協働のまちづくりに資することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、三鷹市市民参加でまちづくり協議会の会員（3人以上のグループ）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う次の各号のいずれかに該当する自助・共助の取組で、協働のまちづくりに資するものとする。ただし、営利活動、宗教活動及び政治活動を除く。

- (1) 地域課題の解決に取り組むための事業
- (2) 地域コミュニティの活性化を推進するための事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自助・共助の取組として重要な意義を有すると市長が認める事業

2 補助対象事業は、4月1日から翌年3月31日までに行う事業とし、1者につき1事業を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために直接必要とする経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、補助対象事業を行うに当たり、国庫支出金、東京都支出金及び市負担金の収入を得るときは、当該収入の額を補助対象経費から控除する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 消耗品費
- (4) 印刷費
- (5) 会議費（飲食費を除く。）
- (6) 役務費
- (7) 委託料
- (8) 使用料及び賃借料
- (9) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業に必要な経費で市長が認めるもの

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 補助対象経費が20万円以下の場合 補助対象経費に相当する額
- (2) 補助対象経費が20万円を超える場合 20万円

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、三鷹市市民参加でまちづくり補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 三鷹市市民参加でまちづくり補助金事業計画書(様式第2号)
- (2) 三鷹市市民参加でまちづくり補助金事業収支計画書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 複数年にわたり継続して行う事業を補助対象事業とする場合における補助金の交付申請は、年度ごとに行わなければならない。

3 第1項の規定による補助金の交付申請は、同一内容の事業につき2回を限度とする。

(補助金の交付申請期間)

第7条 補助金の交付申請に係る期間(以下「申請期間」という。)は交付申請の開始の日から8月7日までの間とする。ただし、市長は、補助金の交付の決定額の総額が当該年度の補助金の交付に係る予算額の7割に満たない場合は、別に申請期間を設け、補助金の交付申請を受けすることができる。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった場合において、別に定める三鷹市市民参加でまちづくり補助金事業選考委員会(以下「選考委員会」という。)の意見を聴いて審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、審査実施日の翌日から30日以内に補助金の交付の決定をし、三鷹市市民参加でまちづくり補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請をした者に通知するものとする。ただし、前年度に交付決定した事業で、継続的な活動であると市長が特に認めた事業については、選考委員会による審査を省略できる。

2 市長は、補助金を交付しないことに決定したときは、選考委員会による審査実施日の翌日から30日以内に理由を付して三鷹市市民参加でまちづくり補助金不交付決定通知書(様式第5号)により、申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、前条に規定する補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 第6条の規定により申請をした者は、第8条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、市長が指定する期限までに補助金を返還しなければならない。

(計画変更の承認等)

第13条 補助決定事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ変更後の三鷹市市民参加でまちづくり補助金事業計画書及び三鷹市市民参加でまちづくり補助金事業収支計画書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業報告)

第14条 補助決定事業者は、補助対象事業を完了した日(交付決定通知書を受け取った日までに事業を完了した場合は、交付決定通知書を受け取った日)から30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに三鷹市市民参加でまちづくり補助金事業報告書(様式第6号。以下「事業報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施に要した経費の領収書等の写し
- (2) 補助対象事業の収支計算書(様式第7号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助決定事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を記載した帳簿、領収書その他市長の定める書類を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、補助決定事業者に対して、選考委員会への実績報告を求めることができる。

(補助金の交付額の確定)

第15条 市長は、事業報告書の提出があったときは、速やかに補助金の交付額を確定し、三鷹市市民参加でまちづくり補助金交付額確定通知書兼返還請求書(様式第8号。以下「確定通知書」という。)により、補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び受領)

第16条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた者は、市長に三鷹市市民参加でまちづくり補助金事業請求書(様式第9号)を提出し、補助金の交付を受けるものとする。ただし、第8条第1項による補助金の交付決定後に事業の円滑な遂行のため市長が特に必要があると認める経費については、概算額により交付をすることができる。

- 2 補助決定事業者は、前項ただし書の規定により補助金の支払を受けようとするときは、三鷹市市民参加でまちづくり補助金概算交付請求書(様式第10号)その他市長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 3 補助決定事業者は、補助金の概算額による交付を受けたときは、確定通知書受領後、三鷹市市民参加でまちづくり補助金精算書(様式第11号)を市長に提出し、速やかに補助金を精算しなければならない。

(補助決定事業者の協力)

第17条 市長は、補助対象事業に関する周知及び情報公開のため、補助決定事業者に対し、必要に応じて資料の提供等の協力を求めることができる。

(調査等)

第18条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助決定事業者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和4年7月7日施行)

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

附 則(令和5年7月14日施行)

この要綱は、令和5年7月14日から施行する。